

令和8年度(第77回)全国労働衛生週間

10月1日～10月7日 (準備期間 9月1日～9月30日)

スローガン

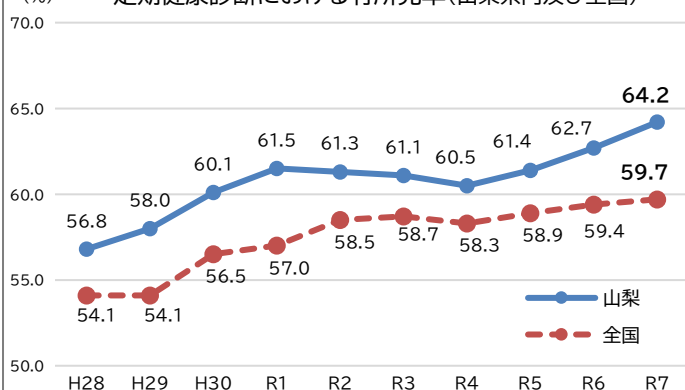
ひとりひとりが貴重な人材 心も体も健やかに みんな生き生き健康職場

全国労働衛生週間は、昭和25年の第1回実施以来、今年で第77回を迎えます。この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきました。しかしながら、全国及び県内において、以下のような現状や課題があります。

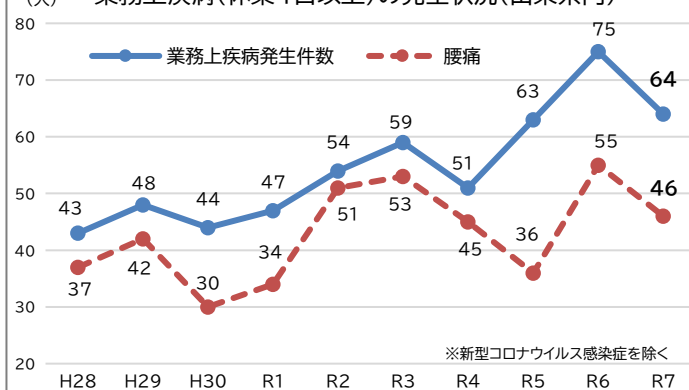
- ・ 高齢化の進行等の就業構造の変化により、県内の一般健康診断有所見率は64.2%と上昇傾向。
- ・ 何らかの疾病を抱えながら働いている労働者が増加しているほか、女性の就業率の上昇とともに、働く女性の健康問題への対応も課題に。
- ・ 令和7年の全国における過労死等の労災支給決定件数は1,310件と高止まりとなっており、うち精神障害による労災支給決定件数は1,086件と過去最多となっている。
過重労働による健康障害の防止対策、小規模事業場を含めたメンタルヘルス対策の推進が求められる。
- ・ 業務上疾病は引き続き高い発生件数で推移しており、気候変動や高齢化等を背景に熱中症や腰痛等の発生が増加している。近年の記録的な暑さにより、職場における熱中症による被災労働者数(休業なしを含む)は96人と過去最多となっている。
- ・ 化学物質の自律的管理(令和6年度から全面施行)の定着・推進に向けた取組が引き続き必要。

こうした状況を踏まえ、今年度は「ひとりひとりが貴重な人材 心も体も健やかにみんな生き生き健康職場」をスローガンとして、事業場における労働衛生意識の高揚を図り、あらゆる労働者が心身ともに健康に働けることができる職場環境づくり等の総合的な推進を図ることとしています。

定期健康診断における有所見率(山梨県内及び全国)



業務上疾病(休業4日以上)の発生状況(山梨県内)



【主 唱】山梨労働局、甲府・都留・諏訪労働基準監督署

【協 賛】一般社団法人山梨県労働基準協会連合会、甲府・都留・峡南・山梨労働基準協会、建設業労働災害防止協会山梨県支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会山梨県支部、林業・木材製造業労働災害防止協会山梨県支部、公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会甲信事務所、一般社団法人山梨県鉄構溶接協会、公益社団法人建設荷役車両安全技術協会山梨県支部、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会山梨支部、独立行政法人労働者健康安全機構山梨産業保健総合支援センター

【協 力】山梨県、一般社団法人山梨県医師会、山梨県経営者協会、連合山梨

参考ホームページ(中央労働災害防止協会(労働衛生週間))<https://www.jisha.or.jp/campaign/eisei/>

準備期間中(9/1～9/30)に実施する事項について

以下の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行いましょう。

- 1 「事業場における労働者の健康保持増進の指針」等を踏まえた労働者の健康の保持増進

2 女性の健康課題の理解促進

3 「治療と就業の両立支援指針」に基づく治療と就業の両立支援対策の推進

4 メンタルヘルス対策の推進

5 過重労働による健康障害防止

6 職場の熱中症予防対策の推進

7 小規模事業場における産業保健活動の充実
- 8 個人事業者等の安全衛生の確保

9 化学物質(石綿含む)による労働災害防止対策

10 労働衛生3管理の推進等(労働衛生管理体制の確立、作業環境管理・作業管理・健康管理の推進、労働衛生教育の推進)

11 転倒・腰痛災害の予防等

12 各種の作業環境対策(粉じん、電離放射線、騒音、振動障害、受動喫煙、酸欠・硫化水素、一酸化炭素)

本週間中(10/1～10/7)に実施する事項について

労働衛生水準のより一層の向上及び労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の定着を目指して、各事業場においては、事業者及び労働者が連携・協力しつつ、次の事項を実施しましょう。

- 1 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視

2 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示

3 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰

4 有害物の漏えいによる事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施

5 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

山梨産業保健総合支援センターを活用しましょう！ ※詳細はHPへ⇒ <https://www.yamanashis.johas.go.jp>

山梨産業保健総合支援センター(さんぽセンター)では、産業医、産業看護職、衛生管理者等の産業保健関係者を支援するとともに、事業主等に対し職場の健康管理への啓発を行うことを目的として、次の業務を行っています。

ご利用・ご相談は全て無料ですので、ぜひご利用ください。

- 専門スタッフによる産業保健に関する相談
- 産業保健関係者に対する専門的研修
- 事業主や労働者に対する啓発セミナー
- メンタルヘルス対策支援
- 治療と就業の両立支援
- 産業保健に関する情報提供
- 他

連絡先:山梨産業保健総合支援センター(甲府市徳行5-13-5 山梨県医師会館2階) TEL055-220-7020

地域産業保健センターを活用しましょう！ ※詳細はHPへ⇒ <https://www.yamanashis.johas.go.jp/chisanpo/6303>

労働者50人未満の事業場の事業者や労働者を対象に、労働安全衛生法で定められた保健指導などの産業保健サービスを無料で提供しています。(事前の申込みが必要です。)

～県内地域産業保健センターの連絡先～

中北地域産業保健センター	(甲府市徳行5-13-5 山梨県医師会館2階)	TEL.055-220-7020(平日 9:00～17:00)
峡東地域産業保健センター	(山梨市中村834 山梨法人会館内)	TEL.0553-88-9120(平日 9:00～17:00)
峡南地域産業保健センター	(南巨摩郡富士川町釈沢1-11 峡南労働基準協会内)	TEL.0556-22-7330(平日 9:00～17:00)
郡内地域産業保健センター	(都留市四日市場1105 都留労働基準協会内)	TEL.0554-45-0810(平日 9:00～17:00)

ご存知ですか？ 9月は「職場の健康診断実施強化月間」です

健康診断の実施、有所見者に対する医師からの意見聴取、医師の意見を勘案した必要な事後措置の実施は、全て労働安全衛生法に基づく事業者の義務です。

特に小規模事業場での実施率が低くなっています。

事業場の規模にかかわらず、労働者の健康管理を適切に講ずるため、事後措置の実施まで徹底してください。

- 事後措置は、医師の意見を勘案し、必要があると認めるときに、労働者の実情を考慮して、必要な措置(就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮等)を実施しましょう。
- 事後措置を講ずるに当たっては、「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」をご確認ください。

健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針



健康診断個人票		
健診年月日	○年 ○月○○日	
医師の診断	要観察	
健康診断を実施した医師の氏名◎	○○ ○○	
医師の意見	就業制限 時間外労働の制限	
意見を述べた医師の氏名◎	○○ ○○	

就業区分		就業上の措置の内容
区分	内容	
通常勤務	通常の勤務でよいもの	—
就業制限	勤務に制限を加える必要のあるもの	勤務による負荷を軽減するため、労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限、作業の転換、就業場所の変更、深夜業の回数の減少、昼間勤務への転換等の措置を講じる。
要休業	勤務を休む必要のあるもの	療養のため、休暇、休職等により一定期間勤務させない措置を講じる。